

鹿児島大学共通教育棟等使用要項

平成29年 4月 1日
共通教育センター長裁定

(趣旨)

第1 この要項は、鹿児島大学（以下「本学」という。）の共通教育棟1号館、2号館、3号館及び4号館並びに第2体育館（以下「共通教育棟等」という。）の使用に関し、国立大学法人鹿児島大学不動産管理規程（平成16年規則第77号。以下「管理規程」という。）第12条及び鹿児島大学体育施設規則（平成16年規則第122号。以下「体育規則」という。）に定めるものの他、必要な事項について定めるものとする。

(使用)

第2 共通教育棟等は、次の各号の一に該当する場合に使用することができる。

- (1) 正課の授業
- (2) 本学が主催する行事
- (3) 本学の教職員が主催する公開講座、会議、講演会、説明会、討論会、講習会、研修会、研究会、展示会、セミナー、シンポジウム、フォーラム等
- (4) 本学学生の課外活動
- (5) その他共通教育センター長が適当と認めた場合

2 共通教育棟等は、前項に規定する本学の使用に支障がなく、次の各号の一に該当する場合には、本学以外の者にも使用させることができる。

ただし、政治的活動や宗教的活動等、社会通念上支障が生じる可能性がある場合は貸し出さないものとする。

- (1) 鹿児島大学生協同組合（以下「鹿大生協」という。）が主催する事業
- (2) 本学の教職員が加入する学会
- (3) 学外者より貸付申請があった場合で、借受目的が次に掲げる事項に合致する場合。

ただし、同じ棟で2団体までとする。

- ① 国家試験、資格試験、官公庁の採用試験、入学試験等
- ② 模試、検定、資格等説明会等
- ③ 学協会及び公的団体等による会議、講演会、説明会、討論会、講習会、研修会、研究会、展示会、講座、セミナー、シンポジウム、フォーラム等

3 使用の優先順位は、原則として前2項に掲げるとおりとする。ただし、前項第2号において全国・国際規模のものについては、第1項第2号と同順位とする。

(使用手続)

第3 第2第1項第3号、第4号、第5号及び第2項の規定により共通教育棟等を使用す

る者は、共通教育センター長の許可を受けなければならない。

2 前項の許可申請は、次の各号により行うこととする。

- (1) 第2第1項第3号（本学の教職員及び学生のみが使用する場合を除く）、第5号及び第2項の規定により共通教育棟等を使用する者は、鹿児島大学不動産一時貸付許可申請書（鹿児島大学不動産貸付要項（平成21年4月1日学長裁定）第2号様式）により行うこととし、使用予定日の20日前（鹿大生協は2週間前）までに提出しなければならない。
- (2) 第2第1項第3号の使用のうち、本学の教職員及び学生のみが使用する場合並びに第1項第4号の規定により共通教育棟等を使用する場合は、講義室施設使用許可願（別記様式）を提出しなければならない。

3 前2項の規定にかかわらず、第2体育館については体育規則に基づき使用手続を行うものとする。

4 使用申請は使用予定日の1年前から受け付けるものとする。ただし、本学の教職員の申請はこれに限らず、予約を行うことができる。

（使用時間）

第4 共通教育棟等の使用時間は、授業日は8時30分から21時まで、授業日以外は8時30分から18時までとする。ただし、使用目的に応じて共通教育センター長が認める場合はこの限りではない。

2 前項本文の規定にかかわらず、使用者が学生のみの場合、土日祝日及び本学が定める休日の使用はさせないこととする。ただし、担当教員をたてて、当該教員より申請があり、かつ使用当日に監督責任者として立ち会う場合は、使用を認めることとする。

3 前2項の規定にかかわらず、第2体育館については、体育規則に基づき使用するものとする。

（使用料）

第5 使用が認められた者（以下「使用者」という。）は、管理規程に定めるところによる使用料を使用前日（前日が休日の場合はそれ以前の直近の平日）までに納付しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号の一に該当する場合の使用料については、次に掲げるとおりとする。

- (1) 第2第1項第1号、第2号及び第4号の規定により使用する場合は無償とする。
- (2) 第2第1項第3号の規定により使用する場合であり、かつ本学の教職員及び学生のみが使用する場合は、光熱水費のみの徴収とすることができる。
- (3) 第2第2項第2号の規定により使用する場合は、半額免除を申請できるものとする。
- (4) 鹿大生協に対する不動産貸付料については、平成25年2月25日付け事務連絡「鹿児島大学生活協同組合に対する不動産賃料の徴収について」によるものとする。

- (5) 公的機関等（国や地方公共団体）については、見積書を発行の上、後払いとし、使用後 20 日以内に支払うことができるものとする。

3 使用料は準備及び後片付けの時間も発生するものとする。

（使用許可の取消等）

第 6 共通教育センター長は、次の各号の一に該当する場合は、使用許可を取消し、又は使用を中止させることができる。

- (1) 使用者が使用料を納付しないとき。
- (2) 使用者が使用承認条件に違反したとき、又は虚偽の申請をしたとき。
- (3) 本学において使用する必要が生じたとき。
- (4) その他本学の運営上重大な支障が生じたとき及び生じるおそれがあると認められるとき。

（使用者の遵守義務）

第 7 使用者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 許可された目的、時間及び場所以外は使用しないこと。
- (2) 許可された時間を厳守すること。なお、許可された時間には、準備及び後片付けの時間を含む。
- (3) 使用中は、他の使用の妨げにならないよう留意すること。
- (4) 第三者に転貸しないこと。
- (5) 火気を使用しないこと。
- (6) 使用後は直ちに原状に回復すること。
- (7) 故意または過失により共通教育棟等の施設、設備又は備品を滅失、破損又は汚損した場合は、直ちに共通教育センター事務室へ届けること。
- (8) その他、使用に関することについては、共通教育センター事務室員の指示に従うこと。

（事務）

第 8 共通教育棟等に関する事務は、学生部共通教育課において処理する。

（留意事項）

第 9 次年度以降の使用申請については、本学行事や改修等の可能性があることを了承した上で、予約を行うことができる。

附 則

この要項は、平成 29 年 4 月 1 日から実施する。

鹿児島大学共通教育棟貸与要項

平成29年 4月 1日
共通教育センター長裁定

(趣旨)

第1 この要項は、共通教育棟の研究室及び実験室（国立大学法人鹿児島大学施設マネジメント委員会〔以下「施設マネジメント委員会」という。〕に運用を付託したものを除く。以下「研究室等」という。）の部局への貸与に関し、必要な事項を定める。

(貸与)

第2 研究室等は、次の各号の一に該当する場合に貸与することができる。

- (1) 旧教養部所属であった教員の教育研究に使用する場合
- (2) 狭隘等の理由により部局から利用申請があった場合
- (3) 前号により貸与された研究室等を、継続して使用する場合

(貸与の申請)

第3 研究室等の貸与を希望する者は、共通教育センター長に貸与を願い出なければならない。

(貸与)

第4 研究室等の貸与は、共通教育センター運営委員会を経て、施設マネジメント委員会が行うものとする。

(貸与期間)

- 第5 研究室等の貸与期間は、建物改修等による短期の貸与を除き10年を超えない長期の貸与とし、申請期間又は退職・転出までのいずれか短い期間とする。
- 2 継続して貸与を希望する者は、改めて共通教育センター長に貸与を願い出なければならない。
 - 3 第1項の規定にかかわらず、第2第1号により研究室等を貸与する場合の貸与期間は、当該研究室等を使用とする教員が退職・転出までとする。

(経費)

第6 研究室等の使用に係る所要の経費は、原則として受益者負担とし、別に定める。

(使用者の遵守義務)

- 第7 使用者は、この要項を遵守し、研究室を善良な管理者の注意をもってこれを使用しなければならない。
- 2 使用者は、貸与された研究室等を目的外に使用し、又は他の者に転貸して使用させてはならない。

(原状回復)

第8 使用者は、使用が終了したとき又は退去するときは、原状に回復しなければならない。

(貸与の取消)

第9 共通教育センター長は、次の各号の一に該当するときは、使用を取り消し、又は中止することができる。

- (1) 使用者が経費を支払わないとき。
- (2) 使用者が貸与条件に違反したとき、又は虚偽の申請をしたとき。
- (3) その他運営上重大な支障が生じたとき、又は生じるおそれがあると認められるとき。

(事務)

第10 研究室等に係る事務は、学生部共通教育課において処理する。

(雑則)

第11 この規則に定めるもののほか、研究室等に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この要項は、平成24年4月1日から実施する。
- 2 平成24年3月31日に研究室を使用する教員は、平成24年4月1日に新たに期限の更新を行ったものとみなす。

附 則

この要項は、平成29年4月1日から実施する。

共通教育センター指定駐車場利用に関する申し合わせ

平成29年 4月 1日

共通教育センター長裁定

(趣旨)

第1 この申し合わせは、共通教育センターが管理する指定駐車場の管理及び利用について必要な事項を定めるものとする。この申し合わせに定めのないものは、鹿児島大学郡元地区交通規則（平成21年3月27日）を準用する。

(定義)

第2 この申し合わせにおける用語の定義は、次のとおりとする。

- (1) 「自動車」とは、道路交通法(昭和35年法律第105号)に規定する自動車(自動二輪車を除く。)をいう。
- (2) 「保有者」とは、車両の所有者又は使用者をいう。
なお、保有者とは自動車検査証に記載された所有者又は使用者をいう。

(指定駐車場利用許可)

第3 共通教育センター指定駐車場に自動車を駐車しようとする者は、指定駐車場利用許可（以下利用許可）を受けなければならない。

(指定駐車場利用許可条件)

第4 指定駐車場利用許可の申請を行うことができる者は、次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 在籍する学生で卒業に必要な共通教育科目の単位を未修得の者のうち、身体の障害で自動車によらなければ通学が困難な者及びその保護者（付添人）。
 - (2) 共通教育センター共通教育科目の授業担当、または共通教育センター関連の委員会委員を務める鹿児島大学桜ヶ丘または、水産学部キャンパスに勤務する専任教員。
- 2 共通教育センター長は、前項にかかわらず、状況に応じ利用を許可することができる。

(入構申請及び許可)

第5 前条第1項第1号から第2号までに該当する者は、次表の区分に従い、あらかじめ指定駐車場利用許可申請書(別記様式第1号)を提出し、共通教育センター長の許可を受けるものとする。

区分	申請者
1. 学生	当該学生本人（障害学生支援センター経由）
2. 当該学生の保護者及び付添人	当該学生本人（障害学生支援センター経由）
3. 専任教員	所属部局の事務部（学生係）から共通教育課総務係

- 2 共通教育センター長は、指定駐車場利用許可申請書を審査の上、駐車可能な台数の範囲で駐車を許可する。
- 3 共通教育センター長は、駐車を許可した者に対して、指定駐車場利用許可証(別記様式第2号)を発行するものとする。

(指定駐車場利用許可証の有効期限)

第 6 指定駐車場許可証の有効期限は、1 年以内とし、当該年度の末日を超えないものとする。

(車両の駐車)

第 7 自動車の指定駐車場への駐車は、車内の許可証を判りやすい場所へ提示し駐車するものとする。

緊急時に連絡が取れるよう連絡先を届けるものとする。長期にわたり駐車をする場合は、別途許可を要する。

(車両の入出構)

第 8 自動車の入出構は、鹿児島大学郡元地区交通規則に従い入構許可を申請し、入出構用ゲートの設置された、正門、附属図書館門からに限るものとし、入構の際、入構許可証を門衛に示さなければならない。

(規制措置)

第 9 共通教育センター長は、緊急事態が発生した場合、本学の行事等の場合及びその他必要と認める場合は、臨時の駐車許可及び制限を行うことができるものとする。

(遵守事項)

第 10 大学構内において車両を運転する者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 歩行者の安全を第一とし、構内に設置されている道路標識等に従い、事故防止に留意すること。
- (2) 構内の運行速度は、時速 20km 以下とすること。
- (3) 排気音及び警笛等の騒音を発生させないこと。
- (4) 指定駐車場または学内の駐車場以外の場所に駐車しないこと。
- (5) 車両を構内に放置しないこと。
- (6) 本学の行事又は緊急事態等に際して臨時に車両の運行を規制するときは、それに従うこと。

(違反車両への措置)

第 11 共通教育センター職員は、この申し合わせに定める規定に違反する車両を確認したときは、当該車両の所有者の氏名、車種、登録番号等を記録の上、警告書を貼付して警告を行うことができるものとする。

2 共通教育センター長は、前項の違反が長時間にわたるとき又は回を重ねて行われるときの車両に対しては、タイヤロック等で車両を一時的に移動できなくする措置等の処分をすることができるものとする。

(指定駐車場利用許可の取消)

第 12 共通教育センター長は、利用を許可された者が遵守事項等に違反し、交通指導員及び門衛等の指示に従わないときは、利用許可を取消することができるものとする。

（長期放置車両への措置）

第13 共通教育センター長は、この申し合わせに違反して長期間駐車されている車両及び駐車場等指定された場所にあっても放置されているとみなされる車両に対して、鹿児島大学郡元地区交通規則に従い、次の措置をとることができる。

- (1) 1箇月以上構内に放置された車両に対しては、当該車両の保有者を調査の上、保有者に対し、当該車両を撤去することを求め、撤去しない場合には、当該車両を廃棄する旨の通告を行い、通告の内容を全学に公示する。
- (2) 前号において当該車両の保有者が不明のときは、前号に規定する通告書を車体に貼付することで代えることができるものとする。
- (3) 前2号の措置をとった後も引き続き1箇月以上放置されている車両に対しては、当該車両の保有者が所有権を放棄したものとみなして、学長が当該車両を廃棄処分することができる。
- (4) 前号の車両の処分にかかる費用は、保有者の負担とし、保有者が支払わないときは保証人の負担とする。

（道路交通法との関係）

第14 この申し合わせに定めるもののほか、構内における車両の運行方法及び事故処理等については、道路交通法等の定めるところによる。

（その他）

第15 その他指定駐車場の管理に係る必要な事項については、共通教育センター長が定めるものとする。